

議案第2号

加西市名誉市民条例の制定について

加西市名誉市民条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、本市住民又は本市にゆかりの深い者のうち、広く社会、政治、文化の興隆又は公共の福祉に顕著な功績があった者に対し、その事績をたたえ尊敬の念を表わすため名誉市民の制度を設けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉市民)

第2条 市長は、次の各号に掲げる者のうち名誉市民に値すると認める者に対して、議会の同意を得て加西市名誉市民の称号を贈ることができる。

- (1) 本市の発展に著しく寄与した事績のあった者
- (2) 公共の福祉の増進に著しい事績のあった者
- (3) 産業の開発、振興に著しい事績のあった者
- (4) 文化の進展に著しい事績のあった者
- (5) スポーツの振興に著しい事績のあった者
- (6) 前各号のほか世の敬仰に値する事績のあった者

2 前項の名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる。

(顕彰)

第3条 名誉市民の事績は、公表して顕彰する。

2 名誉市民は、本市名誉市民台帳に登録し永久にその名誉を顕彰する。

(待遇)

第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる待遇又は特典を与えることができる。

- (1) 名誉市民章の贈呈
- (2) 市の行う式典への招待
- (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (4) その他市長が必要と認める特典又は待遇

(称号の取消)

第5条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉をきずつけ、世の尊敬を失ったと認めるときは、市長は議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

(選考委員会の設置)

第6条 名誉市民を選考するため、加西市名誉市民選考委員会を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、加西市名誉市民条例（昭和43年加西市条例第15号）の規定により名誉市民の称号を贈られた者は、この条例に基づく名誉市民とみなす。

(審議資料)

市民・市の縁故者で、社会・政治・文化・公共の福祉の功績者に対して、事績をたたえ敬意を表わす名誉市民制度を設置し、旧条例廃止後、条例不存在の状況を解消するため、本条例を制定しようとするもの

政策等の形成過程説明資料

平成24年 3月定例会

議案等の 件名	議案第2号	政策等 の区分	計画・事業・ 条例
	加西市名誉市民条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

本市住民又は本市にゆかりの深い者のうち、広く社会、政治、文化の興隆又は公共の福祉に顕著な功績があった者に対し、その事績をたたえ尊敬の念を表わすため名誉市民の制度を設けることを目的とする。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県下29市中26市において同様の条例が制定されており、北播他市においても対象者や待遇等同様の条例が制定されている。異なる点としては、死亡者に対する追贈規定の有無がある。(加東市あり、他の3市はなし)

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市名誉市民条例施行規則

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ **無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

名誉市民として、広く社会、政治、文化の興隆又は公共の福祉に顕著な功績があった者の事績をたたえ、尊敬の念を表わし、広くその実績を知らしめることで、市民の士気高揚と郷土愛を育むことを期するものである。

担当部局	担当課	添付資料の有無
経営戦略室	秘書課	有 ・ 無